

## 請負工事成績評定基準

### 第1 通則

評定は、正確な資料及び監督又は検査により確認した事実に基づき、現場の条件等を勘案の上、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

### 第2 評定項目

評定は、次に掲げる考査項目について行うものとする。

評価項目	細別
1. 施工体制	I. 施工体制一般 II. 配置技術者
2. 施工状況	I. 施工管理 II. 工程管理 III. 安全対策 IV. 対外関係
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 II. 品質 III. 出来ばえ
4. 工事特性（加点のみ）	1. 工事特性
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献等
7. 法令順守等（減点のみ）	
8. その他	

### 第3 評定方法

- 1 評定者は工事監督員（監督員、主任監督員、総括監督員）及び検査員とするが、総括監督員を置かない場合は、主任監督員が総括監督員の評定をあわせて担当するものとする。
- 2 評定については、「工事成績評定採点表」（別表1）及び「細目別評定点採点表」（別表2）で行うこととし、「工事成績採点の考査項目別運用表」（別表3 土木、営繕）で該当する事項を工事成績評定採点表の考査項目欄の加減点に記入するものとする。  
なお、評定にあたっては、「記入方法及び留意事項」（別紙1（土木に限る））及び「「施工プロセス」チェックリスト」（別紙2 土木、営繕）を考慮するものとする。  
また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況（別紙3）を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
- 3 評定者ごとの評定点は、第2項により付された各考査項目ごとの評価点を、標準点（65

点) から加減した値とする。

4 請負工事の合計評定点は、次により算出するものとする。

この場合、合計評定点の算出に当たっては小数第1位を四捨五入するものとする。

(1) 検査が工事完成検査のみの場合

$$\text{合計評定点} = (\text{監督員の評定点}) \times 0.34 + (\text{主任監督員及び総括監督員の評定点}) \times 0.26 + (\text{検査員の評定点}) \times 0.4 - (\text{法令遵守等の評価点}) - (\text{その他})$$

(2) 検査が工事完成検査のほかに部分検査及び中間検査(以下「部分検査等」という。)がある場合

$$\text{合計評定点} = (\text{監督員の評定点}) \times 0.34 + (\text{主任監督員及び総括監督員の評定点}) \times 0.26 + (\text{検査員(部分検査等)の評定点}) \times 0.20 + (\text{検査員(完成検査)の評定点}) \times 0.20 - (\text{法令遵守等の評価点}) - (\text{その他})$$

5 前項第2号の合計評定点の算出において、部分検査等が2回以上ある場合の検査員(部分検査等)の評定点は、それぞれの部分検査等における評定点を平均した値とする。この場合、平均値の算出に当たっては小数第2位を四捨五入するものとする。

#### 第4 評定の特例

1 共同企業体が施行した場合

共同企業体が施行した場合における評定は、当該共同企業体の各構成員が、それぞれ単独で施行したものとみなして行うものとする。

2 契約を解除した場合

(1) 請負人の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における工事の出来形等について評定するものとする。ただし、引渡しを受ける必要がある工事の出来形がない場合は、この限りでない。

(2) 市の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該請負工事は評定の対象としないものとする。

#### 附 則

この基準は平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は平成23年6月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は平成24年4月1日から施行する。

#### 附則

この基準は平成26年7月1日から施行する。

#### 附則

この基準は令和7年7月1日から施行する。